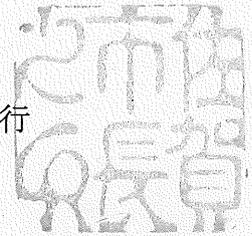


諮 問 書

佐市河砂第488号
平成23年10月14日

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村上 英明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問内容
道路河川占用許可管理システムによる電子計算機処理の開始について
2. 電子計算機処理の導入目的
別紙1のとおり
3. 電子計算機処理を行う個人情報の内容
別紙2のとおり
4. 電子計算機処理を行う時期
平成24年3月から
5. 個人情報の適切な取り扱いについての措置
別紙3のとおり
6. 所管課
建設部 河川砂防課、道路管理課、北部建設事務所、南部建設事務所

電子計算機処理の導入の目的

1. 占用許可事務とは

道路・河川の占用とは、道路に排水管を埋設したり、宅地への乗り入れのために水路に橋を架けるなど、道路・河川（水路）の敷地を個人の目的で使用する事です。

この場合には、事前に道路占用許可または河川占用許可が必要となります。また、占用物件の延長や面積に応じ占用料金がかかります。

※根拠法令 道路法、佐賀市道路占用料徴収条例
河川法、佐賀市法定外公共物管理条例

2. 主な占用許可の必要例

【道路】

- ・排水管などを地中に埋設する場合で、その一部が市道または里道内に入るとき。
- ・工事用の足場を設置する場合で、その一部が市道または里道にはみ出るとき。
- ・電柱、電線等を市道または里道（市道または里道上、地下、上空）に設置するとき。
- ・看板等を設置する場合で、その一部が市道または里道にはみ出るとき。

【水路】

- ・水路に配水管を接続するとき。
- ・宅地に乗り入れのために、水路に橋を架けるとき。
- ・水路敷地に電柱などを設置するとき。

3. 電子計算機処理の導入の目的

佐賀市では、地方分権一括法による国有財産の一括譲与により、それまでの市道や市有水路に加え、平成 17 年 4 月までに法定外公共物（里道及び水路）の財産管理が国から佐賀市に移管され、占用許可管理事務が増大¹しました。

一括譲与から 5 年間、職員自作のデータベースや表計算ソフトにより占用許可管理事務を行ってききましたが、住民基本台帳や固定資産情報との連携がないため、宛名情報や占用物件の所有者の更新が困難な状態です。

また、現在のデータベースには収納管理機能が無いため、件数の多いときには約 4,000 枚の納付書を財務会計システムを使って 1 枚 1 枚作成するなど、作業に時間がかかり、誤りも発生するなど、様々な問題が発生しています。

また、本庁の河川砂防課と道路管理課、旧町村の区域を所管する北部建設事務所及び南部建設事務所とで、占用事務を行っていますが、合併後も旧町村の占用データは統合されず、本庁、支所毎のそれぞれで処理を行っており、台帳管理の方法もまちまちです。

そこで、これらの問題を解決するため道路河川占用許可管理システムを佐賀市基幹行政システムのサブシステムとして開発するものです。

¹ 一括譲与前の旧佐賀市市有水路における河川占用件数は、平成 15 年頃で約 70 件、平成 23 年 5 月現在の佐賀市全体の河川占用件数は約 7,800 件に及びます。

電子計算機処理を行う個人情報の内容

(1) 占用許可申請者情報

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④住所
- ⑤続柄
- ⑥世帯主名
- ⑦個人番号
- ⑧連絡先の電話番号
- ⑨住登区分
- ⑩異動年月日（転居，転出，死亡）
- ⑪転居、転出先住所

(2) 占用物情報

- ①占用目的
- ②占用の詳細内容
- ③占用地の所在地番
- ④占有地に接地する土地の所有者又は占有地に立地している建物の所有者
- ⑤占用物の面積又は延長
- ⑥占用料金

(3) 収納情報

- ①占用料調定額
- ②占用料収納済額
- ③収納履歴
- ④納付日
- ⑤督促、催促情報

個人情報の適切な処理についての措置

道路河川占用許可管理システムは個人情報を扱うため、次のような個人情報保護措置並びに情報漏えい防止対策を行う。

1 システム運用に関する責任者の任命

道路河川占用許可管理システムのうち、道路占用許可サブシステムは道路管理課長、河川占用許可サブシステムは河川砂防課長を、それぞれシステム運用責任者に任命する。

2 セキュリティ対策

本システムは、佐賀市基幹行政システムのサブシステムのため、次の対策が採られています。

(1) パソコンを立ち上げるときと佐賀市基幹行政システムにログインするときに、それぞれIDとパスの入力が必要

(2) 30分間、端末機を操作しなければ、自動的に佐賀市基幹行政システムからログオフされる。

(3) 佐賀市基幹行政システムのサーバーと端末機はインターネット等の外部との接続の無い、基幹系ネットワーク上で運用されている。

(4) IDパスワードによる操作権限

道路管理課職員は道路占用許可サブシステム、河川砂防課職員は河川占用許可サブシステムのみ操作可能となるよう佐賀市基幹行政システムのIDパスワードで設定する。なお、一人で道路、河川両方の占用業務を担当する各建設事務所の職員は両方のサブシステムを利用できるものとする。

3 その他の対策

(1) データのバックアップ

佐賀市基幹行政システムの運用の中で、夜間、定期的にバックアップを実施する。

(2) 操作記録

佐賀市基幹行政システムの機能を利用し、操作ログを残すこととする。

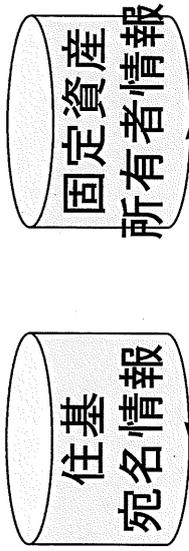
(3) ウィルス対策

外部からの不正侵入、スパイウェア、コンピュータウイルス等に対する対策を講じるため、端末機にはウィルス対策ソフトを導入する。

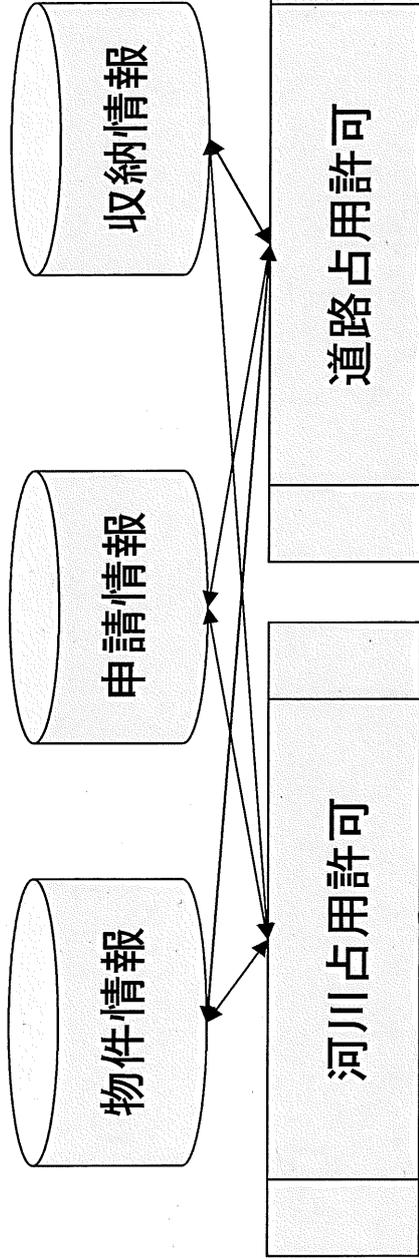
端末機のウィルスパターンファイルは情報システム課が準備し、自動的に更新される。

システム概要

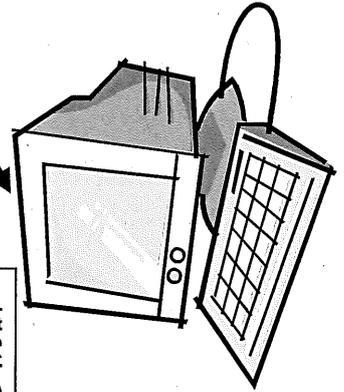
佐賀市基幹情報システム



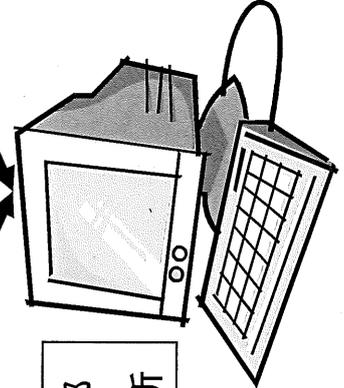
道路河川占用許可管理システム



河川砂防課



北部・南部
建設事務所



道路管理課

